

令和3年10月20日から マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に！

令和3年10月20日から、マイナンバーカードが健康保険証として対応の一部医療機関で利用できるようになります。なお、従来どおり健康保険証でも受診可能です。



具体的にできるようになること

- ▼ **対応医療機関で保険証として利用できます**
対応医療機関で、マイナンバーカードをかざし、顔認証もしくは4桁の暗証番号を入力することで保険証の代わりに利用できます。
※ 対応医療機関は下記厚生労働省ホームページをご確認ください。町内の対応医療機関はあぐい小児科クリニックです。(10月6日現在)
- ▼ **窓口での限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります**
急な入院などで「限度額適用認定証」が手元になくても、限度額を超える支払いが不要になります。
- ▼ **保険が変わっても、健康保険証としてずっと利用できます**
新しい医療保険者へ手続き済みであれば、健康保険証としてずっと使うことができます。(医療保険者などが変わる場合は、加入の手続きが引き続き必要です) また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方は、原則、被保険者証の更新が不要になります。加えて高齢受給者証の持参が不要になります。
- ▼ **特定健診や薬の情報がマイナポータルで閲覧できます**
特定健診の結果や、受け取った薬の情報がマイナポータルから閲覧できます。また、自身が同意すれば医療機関・薬局が特定健診情報、薬剤情報を閲覧することが可能になります。このため、データに基づく診療・薬の処方を受けられます。



マイナンバー制度
マスコットキャラクター
“マイナちゃん”

窓口で健康保険証利用登録の補助、マイナンバーカードの作成を行っています

健康保険証として利用するには、マイナポータルでの保険証利用の申し込み（初回登録）が必要です。また、住民福祉課③窓口で申請に必要な証明写真を撮影し（無料）、マイナンバーカードの申請を受け付けています。気軽にお声掛けください。

■ 持ち物

- 健康保険証利用登録：マイナンバーカード
- マイナンバーカード作成：本人確認書類、通知カード

■ **マイナンバーカード作成についての問い合わせ先** 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48) 1111 (内1115)

■ **健康保険証利用についての問い合わせ先** 住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111 (内1118)

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくは厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html) のマイナンバーカード保険証利用についてご覧ください。



**新型コロナウイルス感染拡大防止のために
みんなで習慣にしよう！**
【あ】【ぐ】【い】【ちょ】【う】で表す啓発標語

「あ」 朝 体温はかって 今日もスタート
「ぐ」 ぐっすり眠って 免疫力アップ！
「い」 いつでも換気 いい空気
「ちょ」 丁度いい その距離保って マスクして
「う」 うがいした？ 手洗いの後は忘れずに！

令和3年度阿久比町産業まつりを中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度阿久比町産業まつりを中止します。

■ **問い合わせ先**
産業観光課商工観光係 ☎(48)1111(内1225)

令和3年度阿久比町みんなの菊花展を中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度阿久比町みんなの菊花展は中止となりました。

■ **問い合わせ先**
産業観光課商工観光係 ☎(48)1111(内1225)

